

(仮称) 町田市地域ホッとプランの取組内容一覧

基本目標Ⅰ 今を生きる自分に合ったつながりをつくる**I-1 地域への意識・関心を高める****基本施策に係る主な現状と課題**

- ◇ ライフスタイル、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化により、地域活動に携わる人や団体が固定化してきています。新たな担い手の創出が求められています。
- ◇ 市民協働フェスティバル「まちカフェ！」を開催し、NPO等の活動紹介や団体間の交流を行っていますが、若い世代の活動への参加が少ない状況です。今後は、SNSやオンラインサロン等を活用し、若い世代を中心とした働きかけが必要です。
- ◇ 地域には、公共施設や事業所の空きスペースなどハード面での場、子育てサロンや地域活動団体のようなソフト面での場がある一方で、地域の居場所を希望する声が寄せられています。これからは困りごとや社会的孤立解消のために人々がつながれる居場所やデジタルを活用した新しい場が必要です。

施策の方向性

地域への関心を高めるために、地域活動に関する効果的なプロモーションを実施していきます。また、それぞれの関心がつながりコミュニケーションのきっかけが生まれるよう、デジタル空間を含めた様々な場を活用していきます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
地域活動への関心度	-	-

(1) 地域活動に関する情報発信

① 多様な価値観、関心度に応じた地域活動に関する効果的な広報・プロモーション

No.	取組内容	担当部署
1	地域への関心や愛着を持ってもらうため、対象者に合わせた広報媒体を用い、訴求効果の高い情報を発信していきます。また、地域活動に関する情報など、身近な地域情報を発信し、在住者向けのシティプロモーションを実施します。	市民協働 推進課

② 地域情報発信の支援

No.	取組内容	担当部署
1	地域が主体的に課題や魅力などの地域情報を発信していくため、市や関係機関が有する広報媒体を活用するなどより良い発信に向けた支援を行います。	市民協働 推進課
2	子どもの意見が、地域課題や市の施策といった様々な場面に反映されるよう、子どもたちが意見を発信できる場や機会の提供、その仕組みづくりを行います。また、庁内各課その他関係者に対して、子どもの活動についての周知を行います。	児童青少年課

(2) コミュニケーションが生まれるきっかけづくり

① デジタルの場の活用

No.	取組内容	担当部署
1	地域活動の新たな担い手を増やすために、SNS やオンラインサロン等、すでに形成されているオンラインコミュニティに働きかけ、若い世代を中心に地域活動への関心を高められるような広報活動を実施します。	市民協働 推進課

② 地域活動の場の活用

No.	取組内容	担当部署
1	鶴川図書館のコミュニティ機能を強化するため、地域の方々との対話を通して、地域に必要な図書館の機能と地域が運営するコミュニティの機能を併せ持った市民協働型図書館づくりを推進します。	図書館

No.	取組内容	担当部署
2	空家の公共公益的な利活用のために、空家を貸したい方と借りたい方のマッチングを行う事業について、空家所有者や空家予備軍の方に対しての啓発活動を実施し、空家を貸したい方の登録件数を増やしていきます。啓発活動については、自宅の将来について考えてもらえるような冊子の配布やセミナーでの講義などの取組みを進めます。	住宅課
3	公園の清掃や除草等を行っている公益的活動団体について、若い世代など新たな担い手創出のために、学校・事業者へのアプローチをしていきます。	公園緑地課
4	つながりたいと思ったときにつながることができるよう、地域の居場所となるコミュニティを創出します。コミュニティの創出にあたっては、商店やオフィス等を地域の居場所として活用できるよう、企業等への働きかけも行っていきます。	市民協働 推進課
5	サロンの立ち上げを検討している方向けに、「ふれあいサロン立ち上げ説明会」を定期的に関催します。また、安定したサロン運営に向けて、地区担当職員による訪問やサロンスタッフからの相談対応を行うとともに、ホームページ、フェイスブック、広報誌等の情報発信やセンターのスタッフが地域に出向いて登録説明をするなど、周知活動を推進します。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会
6	地域の誰もが利用者にも担い手にもなることができ、多世代が集まれる居場所づくりをめざします。そのために担い手の発掘、立ち上げや運営の支援、活動者相互の情報交換の場づくりを行います。また、居場所の周知や担い手発掘のため、居場所の見える化にも取り組んでいきます。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会
7	企業や社会福祉法人の保有する空きスペースを、地域活動団体等の活動場所として活用できるよう、町田市地域活動サポートオフィスと連携し、仕組みをつくります。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

I-2 地域資源を組み合わせ活動につなげる

基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式への転換により、地域で過ごす時間が増加し、地域活動に目を向ける人が増えることが考えられます。これを地域課題の解決や魅力を高める機会と捉え、個人の「やりたいこと」や「できること」と、地域のニーズとをマッチングすることで、より多くのつながりを創出していくことが求められます。
- ◇ NPO等の地域活動団体に対して、町田市地域活動サポートオフィスが活動支援を行っています。今後は地域の活性化のために、町田市地域活動サポートオフィスによる、団体間や団体と事業者等とのマッチングの実施が求められます。



施策の方向性

地域資源を組み合わせるマッチング機会の創出と地域で活躍する人材を増やしていきます。また、地域活動の支援を継続するとともに、マッチングを利用して新規の活動の創出にもつなげていきます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
地域活動に参加している市民の割合	-	-

(1) 地域資源のマッチング

① マッチングの促進

No.	取組内容	担当部署
1	地域においてより多くのつながりを創出するために、市民協働フェスティバル「まちカフェ！」を軸としたマッチング機会の創出を維持します。その際は、地域活動についての知見を有する町田市地域活動サポートオフィスによる取組を推進していきます。また、地域活動の担い手を町内会・自治会やNPO等につなげるマッチングプログラムを活用する取組も実施します。	市民協働 推進課
2	子どもセンターがエリア内のまちとも、冒険遊び場、子どもクラブなど「子どもの居場所」の支援と「子どもの居場所」同士の連携をコーディネートすることで、「子どもの居場所」活動の質の向上させ、地域全体のレベルアップを図ります。	児童青少年課

② 地域で活躍する人材の確保

No.	取組内容	担当部署
1	発災時及び平時において、地域住民を牽引指導できる正しい防災知識を持った地域防災リーダーを育成するため、「(仮称)まちだ防災カレッジ」において、幅広い視点から受講者を募ります。 「まなぶ」・「とりくむ」の二つをテーマに、「災害から〇〇を守る(〇〇は任意)」ことを目的として、産官学連携で地域住民相互の防災力向上を目指します。	防災課
2	地域の防犯意識を高めるため、市内の町内会・自治会等で、防犯活動に関して主導的役割を果たす方に向けた防犯リーダー講習会を実施し、犯罪に関する最新の情報を周知していきます。また、より多くの方に参加していただくために、実施する地域ごとの情報も盛り込みながら、開催場所や開催回数を工夫して実施していきます。	市民生活 安全課
3	子どもたちが安全な環境の中で安心して学校生活を送れるよう、学校・地域・家庭や関係機関との連携を強化し、地域と一体になった地域協働による学校づくりを推進します。また、これまで以上に地域の人材活用を広げ、学習支援等のボランティア活動を充実することで、教員の負担減、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを実現します。	指導課
4	住み慣れた町で安心した生活を送るために、制度や現状を知る学びを提供し、年齢、職場や立場をこえた参加者同士の交流の機会としていきます。また、福祉、環境、自然、郷土史など様々な市民による実	生涯学習 センター

No.	取組内容	担当部署
	<p>践を知る中で、地域活動の担い手として取り組むような働きかけを行っていきます。</p>	
5	<p>地域における家庭ごみの減量推進などに取り組むリーダーとして活動をしていただく「ごみ減量サポーター」の担い手を増やすため、広く周知活動を実施していきます。また、「ごみ減量サポーター」の活動支援のために、ごみ減量に関する研修や施設見学会の開催や、情報紙の発行等行っていきます。</p>	3R推進課
6	<p>町内会・自治会の催しに市職員が参加して行う「資源とごみの出前講座」の開催数を増やし、ごみの減量に地域が自主的に取り組めるようにするため、各地域の実情に応じたごみの課題を把握し、その課題に合わせた講座メニューを仕掛けていきます。</p>	3R推進課
7	<p>ボランティア登録者のより安定した確保のため、人材バンク化に取り組むとともに、多様なニーズに対応するため、ボランティア活動のあり方やプログラムについて検討しオンラインを活用していくことで、ボランティア活動を希望する方々の活動機会を増やします。</p>	福祉総務課/ 社会福祉協議会

(2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援

① 地域活動の活性化に向けた支援

No.	取組内容	担当部署
1	<p>町内会・自治会やNPO等の地域活動団体が活発に活動していくために、補助金交付等の財政面の支援を行うとともに、相談体制の充実等、よりソフト面でのアプローチを進めます。また、他団体や事業者等のマッチングの促進を図る取組も組み合わせ、個々の団体に対する総合的な支援を目指します。地域活動についての知見を有する町田市地域活動サポートオフィスも活用し、取組を推進していきます。</p>	市民協働推進課
2	<p>高齢化の進展や多様な生活支援へのニーズに対応していくため、生活支援コーディネーターが中心となり、市内介護事業所やボランティア等と協働して、地域の担い手を創出していくとともに、多様な主体と連携した地域の支え合い活動を充実させていきます。</p>	高齢者福祉課
3	<p>地域資源を活かしたまちづくりを分野横断的に支え、多様化する地域の課題解決を図るため、市民主体の街づくりを支える「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、アドバイザーの派遣や、場・機会の提供、情報発信などの支援を行います。</p>	地区街づくり課

No.	取組内容	担当部署
4	<p>地域福祉活動の活性化のため、その財源となる会費や共同募金等の確保につながるよう従来の受付方法に加えオンライン寄付の仕組みづくりを進めていきます。いただいた会費や募金等がどのように地域福祉活動に活用されているかを市民に周知するため、社協だよりやホームページ、フェイスブックなどを活用しながら情報発信を行います。</p>	<p>福祉総務課/ 社会福祉協議会</p>
5	<p>ボランティア団体が情報収集を行うにあたっての利便性の向上や活動内容の幅を広げるため、無線公衆 LAN の設置によりインターネット環境の整った社会福祉協議会の会議室を提供することで、団体活動の活性化につながるよう支援します。また、歳末たすけあい運動で集められた募金を、ボランティア団体が実施するボランティア活動に配分することで、財政面でも支援します。</p>	<p>福祉総務課/ 社会福祉協議会</p>

基本目標Ⅱ つながりて地域の活力を生み出す

Ⅱ-1 多様な主体のつながりが活性化する

基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 地域の課題解決と魅力発信を行うネットワーク「地区協議会」を、市内全域に設置しています。各地区で地区交流イベントなど、課題解決に向けた様々な取組を実施していますが、地区協議会の担い手が固定化し、特定の人への負担が大きくなっています。新たな担い手を増やすとともに、地域課題について話し合い、解決策を検討する場を活性化することが求められています。
- ◇ 企業・地域・行政による課題解決の場づくりに向けた取組を行っています。より多様な主体が協働して地域課題を解決できるよう、地区協議会のネットワークに、企業をはじめとした新たな担い手をつなげる仕組みを築いていく必要があります。
- ◇ 第3次地域福祉計画では、地域課題を解決するための方向性について、地区別懇談会で話し合いを行い、その内容について取りまとめた地区活動計画を、町内会・自治会連合会 10 地区で作成しています。今後は、多様化する地域課題を迅速に捉えるとともに、その解決に向けた話し合いを行うことができるよう、懇談テーマの設定を行う必要があります。また、これまで実施した地区別懇談会では、参加者に占める 40 歳未満の方の参加が少ないため、より多世代の参加が求められています。

施策の方向性

地域・企業・行政が参加し、地域課題解決に向けた取り組みを検討する場を作ります。検討の中で、一緒に取り組む人を増やしていく、活動の担い手を増やしていく仕組みを築きます。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
課題解決プロジェクトの参加人数	-	-

(1) 持続可能なプラットフォームの構築

① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築

No.	取組内容	担当部署
1	従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや柔軟な発想による解決策が検討できるようするため、多様な主体のつながりがさらに広がる仕組みを構築します。地域のネットワークである地区協議会や庁内各課をつなぎ、地域課題解決の場を強化します。	市民協働 推進課

(2) 多様な主体がつながるネットワークの充実

① 地区協議会の運営支援

No.	取組内容	担当部署
1	地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていきけるよう、地域おうえんコーディネーターを中心に支援を進めていきます。また、地域が主体となって、目指すべき地域の未来を共有し、実現するための活動指針である（仮称）地区未来ビジョンの作成についての支援も実施していきます。	市民協働 推進課

② 地区別の懇談会の開催

No.	取組内容	担当部署
1	地区協議会を中心として、（仮称）地区未来ビジョンを実現するため、具体的な取組事項について話し合う地区別懇談会を開催します。開催にあたっては、広く意見を求められるよう、幅広い世代の多くの方に参加いただけるような仕組みを構築します。	市民協働 推進課/ 福祉総務課/ 社会福祉 協議会
2	地区別懇談会での話し合いをとおして見えてきた地区の中の小地域の課題を、我がごとと捉え解決に向けて意識できるよう小地域座談会を開催し、顔の見えるつながりづくりの場を提供します。また、地域活動を行う団体や住民とのつながりをつくり、ネットワークづくりを支援します。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

Ⅱ-2 地域でイノベーションを起こす

基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 地域の課題解決と魅力発信を行うネットワーク「地区協議会」を、市内全域に設置しており、各地区で地区交流イベントなど、課題解決に向けた様々な取り組みを実施しています。地区協議会に対しては、活動拠点の確保、情報交換の場づくり、1 地区 100 万円を上限とする地域予算の交付、ホームページなどでの活動紹介を行っています。活動に携わる人や団体が固定化しつつあるため、地域課題について話し合い、多様な解決策を検討する場を活性化することが求められています。
- ◇ 地区協議会のネットワークに、企業をはじめとした課題解決の新たな担い手をつなげる「まちだをつなげる 30 人」から、課題解決に向けたアイデアやプロジェクトが生まれています。それらがより一層地域に根付き、新しい動きを作り出せるかが今後の課題です。
- ◇ 第3次地域福祉計画では、第2部の地区活動計画で地区の課題と方向を定めています。それを継承し発展させるため、地域のなりたいビジョンを描き、ビジョン実現のための取り組みを進める必要があります。

施策の方向性

従来の枠組み、手法にとらわれず、課題解決に向けた取り組みの推進を支援します。また、地域のなりたいビジョンの実現を支援します。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
課題解決プロジェクト実施件数	-	-

(1) 新たなプラットフォームから生まれた取組の推進

① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進

No.	取組内容	担当部署
1	従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや柔軟な発想による解決策が検討できるようにするため、多様な主体のつながりがさらに広がる仕組みを構築します。地域のネットワークである地区協議会や庁内各課をつなぎ、地域課題解決の場を強化します。そこで検討されたプロジェクトが実行され課題解決につながるよう、取組を支援します。	市民協働 推進課

(2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進

① 地区協議会等の活動支援の充実

No.	取組内容	担当部署
1	地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていけるよう、各地区協議会の活動について支援していきます。また、これまでの地区協議会の取り組みに加え、（仮称）地区未来ビジョンに関連する取組についても支援を行います。	市民協働 推進課
2	市内4ヶ所の地区社会福祉協議会の運営支援を行い、地区ごとの福祉ネットワークづくり事業と連動し、小地域活動を行う住民からの相談受付等の支援を行います。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

② （仮称）地区未来ビジョン実現の支援

No.	取組内容	担当部署
1	地域が地域の課題を解決できるよう作成した（仮称）地区未来ビジョンの実現に向け、活動を行う地域活動団体等に対し、支援を行います。	市民協働 推進課/ 福祉総務課

基本目標Ⅲ 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

Ⅲ-1 支援の輪につながる、つなげる

基本施策に係る主な現状と課題	
◇	ソーシャルメディアの普及によって市民の情報収集行動が変化していく中で、困りごとを抱えている人やその家族が支援につながるよう、効果的な情報提供の方法を検討する必要があります。
◇	2040年には高齢化率は37.0%まで上昇し、一人暮らし高齢者も増加する見込みです。地域で活動する様々な団体や個人、事業所等と協力し、地域で高齢者を見守る体制を強化する必要があります。
◇	子育てひろばの利用者OG等が、それぞれの特技を活かし子育て支援活動を行っています。高齢化や仕事復帰等でボランティア活動が困難になる方が毎年いるため、新たに地域の人材を発掘していく必要があります。
◇	個人や家族の困りごとが複雑化・複合化しているため、身近な地域の相談支援機関において、まとめて相談することができる体制づくりが求められています。あわせて、このような相談は従来の支援体制では対応が難しい事例もあるため、課題のときほぐしや各機関間の役割分担を調整する体制づくりも求められています。
◇	支援が必要な状況にあることを自覚できていない、ひきこもり等により必要な支援につながるできない潜在的な要支援者に対応するため、本人や周囲の人の気づきの促進や、アウトリーチを通じた継続的な支援が求められています。



施策の方向性	
<p>困りごとを抱える人を必要な支援につなげられるよう、行政の各分野が横断的に連携し、相談支援機能の強化を図ります。また、当事者や家族を含めた地域の人への気づきを促進するため、意識啓発・情報提供を促進するとともに、地域とともに見守り、困りごとを抱える人を早期に発見し、必要な支援につなげる体制を構築します。</p>	

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
福祉サービスに関する情報を入手しやすいと感じる市民の割合	-	-
地域の市民や地域活動団体に支えられて暮らしていると感じる市民の割合	-	-
困ったときに身近に安心して相談できる相談支援機関があると感じる市民の割合	-	-

(1) 当事者や家族などの意識づくりと周囲の人の理解の促進

① 福祉課題の理解の促進

No.	取組内容	担当部署
1	男女平等、性的マイノリティに関する理解促進を図るため、男女平等参画に関する情報発信やLGBT研修などの意識啓発を実施します。	男女平等推進センター
2	外国の文化や外国人市民に対する理解が進むよう、町田国際交流センターとともに、講演会や小・中学校における国際理解教育等を実施します。	文化振興課
3	基本的人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけられるよう、人権パネル展等のイベント等を通して、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	福祉総務課
4	施設整備のバリアフリー（ハード）と、心のバリアフリー（ソフト）の一体的な取組を推進します。また、心のバリアフリーのさらなる普及のため、新たな啓発方法等を検討し、認知度の向上を図ります。	福祉総務課
5	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、障がい者への合理的配慮の推進や不当な差別的取扱いの解消を図ります。	障がい福祉課
6	子どもの頃から福祉課題の理解を促進するため、市内小・中学生を対象とした人権教育を推進します。人権教育を広めていくにあたっては、東京都人権尊重教育推進校を指定し、研究発表を実施します。また、市内外の研究発表等の内容についてまとめたリーフレットを作成・配布することにより、教員一人ひとりの人権教育に対する意識を啓発し、子どもの指導に活かしていきます。	指導課
7	8050問題などひきこもりに関する多様化する相談が、適切な時期に相談に結びつくために、幅広く市民に周知を図ります。	保健予防課
8	教育機関や町田市子ども・子育てネットワーク連絡会を通して、ヤングケアラーの啓発を進め、地域での子どもの見守り意識を高めま	指導課/ 子ども家庭支援センター
9	終活に関して、成年後見制度や住まいの終活等の啓発に取り組みます。また、相続・遺言書、墓じまいの方法など、行政書士等の専門家による無料相談を行うほか、高齢者支援センターに相談があった際には、内容に応じた案内を行います。	高齢者福祉課/ 住宅課/ 広聴課/ 福祉総務課
10	より多くの子どもたちが、思いやりの心やともに生きる力を育む機会をつくるため、福祉体験学習の手引きを活用しながら市内の小・中学校及び高校へ周知を行うことで、福祉体験学習の実施校を増やします。	福祉総務課/ 社会福祉協議会

No.	取組内容	担当部署
11	認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、「認知症とともに生きるまち」を目指し、居場所づくりや認知症への正しい理解を目的とした普及啓発を行います。	高齢者福祉課
12	福祉課題の理解を促進するため、地域が抱えている課題や、解決に向けた地域の活動を収集し、広く市民や事業者等に周知を図ります。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

② 福祉サービスに関する情報提供

No.	取組内容	担当部署
1	情報のユニバーサルデザインの実現に向けて、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が、簡単かつ効率的に情報を得られるよう、発信方法等を周知・啓発します。	福祉総務課
2	聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、各事業者に手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象としていた警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に加え、金融機関や商業施設などにも範囲を広げます。	障がい福祉課
3	市のサービスや制度、相談窓口等をまとめた冊子「高齢者のための暮らしのてびき」について、冊子の記事にQRコードを掲載し、市のウェブサイトにもアクセスできるようにします。これにより、サービスの詳細な内容や最新の情報を知る事ができたり、申請書等をダウンロードできるようにするなど、市民の利便性の向上を図ります。	高齢者福祉課
4	市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与するため、「みんなの健康だより」の発行や、総合健康づくり月間の開催等の普及啓発を行います。また、熱中症予防、薬物乱用防止、がん予防等の普及啓発を地域活動団体と協働して実施します。	健康推進課
5	より多くの子育て世代に、子ども・子育てに関する情報に特化した「まちだ子育てサイト」へアクセスしていただくため、メールやLINEに加え、Twitterでの情報配信・周知を行います。	子ども総務課

(2) 地域における見守り・支え合い活動の充実

① 多様な人材の地域福祉活動への参加促進

No.	取組内容	担当部署
1	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の充足率を向上するため、現役委員により長く活躍いただけるよう、活動しやすい環境を整備するとともに、より多くの人材を登用できるよう、民生委員・児童委員制度等の効果的な周知に努めます。	福祉総務課
2	地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えるため、民生委員・児童委員、高齢者、子育てひろば利用者 OG 等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場のコーディネートを行います。	子育て推進課
3	地域での介護予防活動を拡げるため、住民ボランティアである「介護予防サポーター」を養成します。養成にあたっては、介護予防や地域活動に関する講座を開催し、講座修了後は、サポーター間の情報交換会の開催などにより、活動の充実化を図ります。	高齢者福祉課
4	ボランティア活動の裾野を広げるために、ボランティア入門講座やボランティア活動をする上でのスキルやノウハウを身に付けるための講座を開催します。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会
5	地域のつながりやさりげない見守りから、困りごとを抱える人や世帯を把握し、関係機関につなぐ役割を担う、市民の登録制度（仮称「ふくしあさん」）を設けます。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

② 地域における見守り・支え合い活動の推進

No.	取組内容	担当部署
1	高齢者が認知症等の症状により行方不明となった場合に、防災行政無線による呼びかけや市民へのメール配信、捜索協力協定を締結している事業者への連絡を行い、早期発見につなげます。また、行方不明となる恐れのある高齢者の家族等に GPS 機器を貸与することで、行方不明高齢者の安全を確保するとともに、家族等の負担の軽減を図ります。	高齢者福祉課
2	地域とつながり、いきいきと暮らし続けられるよう、身近な場所で介護予防に取り組める環境づくりを進めます。介護予防・健康づくりのための通いの場の充実や、社会活動等への参加を推進するため、「町トレ」等の活動を自主的に行うグループを支援します。また、地域でのボランティア活動にポイントを交付し還元を行う「いきいきポイント制度」等を実施します。	高齢者福祉課

No.	取組内容	担当部署
3	高齢者の孤立を防ぎ、地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域で活動する様々な団体や個人、事業者に対して、見守りの普及啓発や見守り活動を実施する際の支援を行います。また、一人暮らし高齢者等への戸別訪問を通じて、地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な高齢者については適切なサービスの調整などを行います。	高齢者福祉課
4	地域の支え合いによる日常生活支援を推進するため、住民が主体となって立ち上げる団体である「まちだ互近助クラブ」や「生活支援団体」に対し、研修の実施や情報共有の場の提供等を行います。	高齢者福祉課
5	市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、町内会・自治会の推薦による「健康づくり推進員」の活動を支援します。健康づくり推進員に向けて、若い世代が参加しやすいイベントに関する情報を提供することで、若い世代向けのイベント企画・参加促進を図ります。	保健予防課
6	地域活動団体と連携し、健康寿命の延伸を阻む食や健康の問題に対して、市民が自主的に健康づくりに取り組めるように、地域ぐるみで推進を行います。	保健予防課
7	地域の中で子育てに関する相互援助ができるよう、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との連絡・調整を行います。また、その会員登録をできる場所について、事業者と連携し、様々なイベント時等に登録できるよう検討を行います。	子育て推進課
8	保育所等の入所児童が地域と交流する活動を支援し、入所児童の社会性の向上を図ります。また、地域住民や地域活動団体との交流を通し、保育所及び入所児童が地域とつながり、大切にされることにより、地域で子育てを支え合う環境をつくれます。	保育・幼稚園課
9	児童が無料で安心して遊ぶことができるよう、放課後の校庭や空き教室を活用し、保護者や地域の方々をはじめとしたボランティアが、地域ぐるみで子どもの見守りを行う放課後子ども教室「まちとも」を実施します。	児童青少年課
10	子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことで、冒険・挑戦・体験を全身で体感できるよう、公園の一部を利用し、常駐するプレーリーダーが子どもの「やってみたい！」を後押しする冒険遊び場を実施します。	児童青少年課

(3) 当事者や家族などが相談しやすい体制づくり

① 身近な場所での相談体制の充実

No.	取組内容	担当部署
1	複数の困りごとを抱える人が、身近な相談支援機関で属性・世代・内容に関わらずまとめて相談できる体制を構築するため、相談を受けた機関が関係する機関に早期に情報共有を図る仕組みを導入します。これにあたっては、電子的な仕組みを含めて検討を行います。	福祉総務課
2	地域の身近な相談相手として、福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関へつなぐ「パイプ役」として活躍する民生委員・児童委員の活動を支援します。また、複雑化・複合化する地域の課題に対応するため、市民や地域活動団体と連携した支援を検討します。	福祉総務課
3	障がい者の生活に関する切れ目のない支援のため、市内5地域の障がい者支援センターと、民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に取り組み、相談支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課
4	地域住民や関係機関の身近な相談窓口として地域に密着した業務を行うため、「高齢者支援センター」とその出先窓口の「あんしん相談室」の運営を行います。また、市全体の在宅医療・介護連携の推進に向けて、高齢者支援センターの後方支援や、医療職・介護職からの相談対応等を行うため、「医療と介護の連携支援センター」の運営を行います。これらのセンター及び相談室の設置については、高齢者人口の増加に応じて体制の強化を行います。	高齢者福祉課
5	介護サービス利用者の疑問や不安の解消を図るため、相談員が介護保険施設等を訪問し、直接利用者の声を聴きます。また、施設担当者との情報共有を行うことで介護保険サービスの質の向上を目指します。	介護保険課
6	神経難病療養患者と家族の方が感じる、療養上の問題や介護の不安を軽減するため、保健師が家庭訪問や電話、面接により、相談を受け付けます。また、在宅での医療が必要な市民及びその家族が、安心して医療を受けるため、在宅医療の情報収集と紹介を行います。	保健予防課
7	子どもセンターに、地域子育て相談センターを併設させ、子ども・子育て支援法に基づく「地域子育て支援拠点事業」の機能も持つことで、乳幼児親子の居場所機能や相談機能をより一層充実させます。また、地域子育て相談センターの相談対象を18歳までに拡充し、切れ目のない子育て支援を行います。	子育て推進課
8	親子の孤立を防ぎ、子育てしやすいまちの実現に寄与するため、子育て中の親子の身近な保育園「マイ保育園」が、いつでも気軽に子育て等に関する相談の場、交流の場の提供など行います。	子育て推進課

No.	取組内容	担当部署
9	ひきこもりに関する相談に対応するため、保健師等が電話や面接、訪問により相談を受け付けます。複数の課題が背景にあり、その支援は多岐にわたるため、相談にあたっては各関係機関と連携を図ります。	保健予防課

② 地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握

No.	取組内容	担当部署
1	支援を必要としながらも声を上げられない人や、自らが抱える問題を認識していない人等の潜在的な相談者を、必要な支援につなげることができるよう、市民や相談支援機関から地域の情報を収集し、適切な機関につなぐ地域福祉コーディネーターを導入します。	福祉総務課
2	課題を抱えていながら相談場所やサービスの利用方法がわからず、自ら支援を求められない孤立した状況に置かれた障がい者・家族の実態を把握し、地域で安心して暮らせるよう必要な相談支援を行い、様々な関係機関と連携した体制づくりを進めます。	障がい福祉課
3	地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な高齢者を適切なサービスにつなげられるよう、地域のネットワークを活用した見守りや一人暮らし高齢者等への戸別訪問を行います。	高齢者福祉課
4	妊娠届出をした全ての妊婦の方を対象に、相談窓口を周知するとともに、支援が必要な方を早期に把握するため、保健師等の専門職による面接を実施します。また、面接により把握した内容を基に、すべての方が安心して出産を迎え、楽しく子育てができるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。	保健予防課
5	支援が必要な家庭を把握し、虐待予防や早期介入、早期支援に繋げることができるよう、保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握や、子育て支援に関する情報提供を行います。	保健予防課
6	これまで支援を必要としながらも相談機関につながっていなかった家庭への支援の充実を図るため、家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。	子育て推進課
7	手作りのお弁当を配達することで、家事負担を軽減し、親子のコミュニケーションが増えるよう支援します。実施にあたっては、地域のボランティアの協力を得て、お弁当を配達することで、利用世帯の困りごとを把握し支援につなぎます。また、経済的に困難を抱えたひとり親家庭等に利用していただけるよう、当事業の普及啓発を行い、利用者数を拡充していきます。	子ども家庭支援センター

No.	取組内容	担当部署
8	空家の増加を抑えるため、空家予備軍への啓発活動の推進に取り組みます。市が把握しきれていない空家予備軍への地域のつながりを通じたアプローチ方法や自宅の終活、活用方法などの相談支援体制作りを進めます。	住宅課
9	地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握と地域で解決する仕組みづくりのため、地域公益活動推進協議会を設置します。	福祉総務課/ 社会福祉協議会
10	【再掲Ⅲ-1-(2)-①】地域のつながりやさりげない見守りから、困りごとを抱える人や世帯を把握し、関係機関につなぐ役割を担う、市民の登録制度（仮称「ふくしあさん」）を設けます。	福祉総務課/ 社会福祉協議会

③ 多機関の協働による相談支援体制の構築

No.	取組内容	担当部署
1	各相談支援機関で受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題の整理や各機関の役割分担の調整を行うため、必要に応じて関係者・関係機関を参集した会議を開催し、支援プランの作成・モニタリング等を行います。これらの仕組みの構築にあたっては、電子的な仕組みを含めて検討を行います。	福祉総務課
2	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議においては、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を、計画的に実施していきます。	障がい福祉課
3	高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効なものとなるよう、「地域ケア会議」を開催します。開催にあたっては、医療と介護の連携支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と会議内容を共有・確認することで、会議の有効性を高めます。また、その結果を地域にいかすため、参加者に対しアンケートを実施するなど、会議内容を評価します。	高齢者福祉課
4	虐待等のおそれのある児童とその家族等への適切な保護や支援を図ることと、子どもの貧困対策事業の推進を目的とした、「町田市子育て支援ネットワーク連絡会」を開催します。行政機関、教育機関、医療機関及び社会福祉施設等が連携し、対象者を適切な支援につなげます。	子ども家庭支援センター
5	ひきこもり支援を行う複数の関係機関が、互いに連携して支援できるよう、ひきこもりネットワーク会議を開催します。開催にあたっては、就労や教育、福祉、保健医療等の分野において、情報共有を図り顔の見える関係づくりを醸成します。	保健予防課

Ⅲ-2 支援が必要な人に寄り添い、支える

基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 障がい者の一般就労者数は、障害者雇用促進法の改定などもあり大きく増加しましたが、職場環境や仕事内容などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。
- ◇ ひきこもりは複数の課題が背景にあり、その支援は多岐にわたります。そのため、定期的な面接や訪問等を行う中で、社会参加、就労、医療など、所管を越えた連携を行い、様々な角度から切れ目のない支援につないでいく必要があります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大などの社会経済状況の変化により、生活困窮者の増加が危惧されていることから、生活困窮者に対するさらなる自立支援等の取り組みの強化が求められています。
- ◇ 住宅確保要配慮者から相談が多様化するなか、住まいの相談に加え、生活の支援に関する相談にも対応するため、ニーズに合った支援体制の充実が求められています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により若者の自殺者が増加しているため、若年層を中心とした啓発や周知をしていく必要があります。
- ◇ 女性悩みごと相談件数は年々増加傾向にありますが、新規相談の割合が少ないため、さらに多くの女性に悩みごと相談事業を認知してもらう必要があります。
- ◇ 認知症高齢者が増加傾向にあることなどから、認知症等により判断能力が低下した方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように権利擁護支援の推進をより一層図る必要があります。
- ◇ 犯罪をした方が社会復帰しようとした際に、地域で孤立して再び罪を犯すことを防ぐため、住居や就労、福祉や教育など様々な分野での支援が必要とされています。
- ◇ 災害時における避難行動要支援者に対する支援者の確保のため、要配慮者（避難行動要支援者を含む）にとって、最も身近な支援者である地域に対して、取組の意識醸成に向けたさらなる周知を図る必要があります。

施策の方向性

社会情勢や市民ニーズの変化等に迅速且つ的確に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるよう、支援内容の充実を図ります。また、各分野では対応しきれない制度の狭間の問題や近年多発する自然災害に対応するため、地域の多様な主体と連携した支援体制の構築を図ります。

【施策の実現度を測る指標】

指標	現状値	目標値
自分や周りの人が必要とする支援を受けられていると感じる市民の割合	-	-
災害時の地域における協力体制があると感じる市民の割合	-	-

(1) 社会とのつながりに向けた支援

① ひきこもりに対する支援

No.	取組内容	担当部署
1	ひきこもった背景には様々な理由があり、何らかの生きづらさを抱えることも多いため、相談対応では保健師等が定期的に面接や訪問を行います。実施にあたっては、当事者に寄り添いながら、必要に応じて他者との交流や、外出、社会参加、就労など、関係機関と連携を図り適切な支援に繋いでいきます。	保健予防課
2	生活困窮者や生活保護受給者、将来的に困窮となる恐れのある方の就労・自立を目的として、これまでサポートの行き届かなかったひきこもり等の方に対し、日常生活や社会生活に関する段階を設けた支援を行います。	生活援護課
3	不登校の生徒への学習支援の充実を図るため、民間のノウハウを取り入れた小集団指導を行います。今後実績を見ながら、指導教科や指導時間を拡大するよう検討します。	教育センター

② 就労に向けた支援

No.	取組内容	担当部署
1	生活保護受給者を対象に、「生活保護受給者等就労自立促進プログラム」を適用し、就労サポートまちだ（ハローワーク町田）と連携を密に就労支援を行います。	生活援護課
2	【再掲Ⅲ-2-(1)-①】生活困窮者や生活保護受給者、将来的に困窮となる恐れのある方の就労・自立を目的として、これまでサポートの行き届かなかったひきこもり等の方に対し、日常生活や社会生活に関する段階を設けた支援を行います。	生活援護課
3	障がい者の就労支援において、障がい者就労・生活支援センター等の相談支援機関と、市内5地域の障がい者支援センターやハローワー	障がい福祉課

	ク、障害福祉サービス事業所等との連携を強化するため、各機関の活動状況を共有するためのあり方や切れ目のない支援につなげる方法の検討等を行います。	
4	町田市シルバー人材センターと共催するイベントを通じ、当センターの活動を周知することで、高齢者の就労機会の提供につなげます。	高齢者福祉課
5	障がいのある人の“生きる力・働く力の獲得”を目的とし、自治・生活づくり・文化の創造、3つの柱を軸に活動を行います。この活動を通して、障がいのある人と支援者がともに学ぶ場となるよう、学び合いの場作りに取り組みます。	生涯学習センター

③ 地域の多様な主体と連携した参加支援

No.	取組内容	担当部署
1	既存のサービスでは解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応するため、地域における新たな社会資源の開拓や、既存の資源の拡充を図り、本人や家族のニーズや状況に応じた支援メニューをつくる地域福祉コーディネーターを導入します。	福祉総務課
2	【再掲 I-2-(2)-①】 高齢化の進展や多様な生活支援へのニーズに対応していくため、生活支援コーディネーターが中心となり、市内介護事業所やボランティア等と協働して、地域の担い手を創出していくとともに、多様な主体と連携した地域の支え合い活動を充実させていきます。	高齢者福祉課

(2) 生活困窮者等への支援

① 生活困窮者の自立支援

No.	取組内容	担当部署
1	生活困窮者の安定した生活の維持ができるよう、仕事や生活に困っている方を対象に、一人ひとりの状況に合わせたプランを作成し、解決に向けた支援を行う自立相談支援を実施します。また、家計管理が苦手な方を対象に、家計上の課題の発見や改善に結びつけるための家計相談支援を実施します。	生活援護課
2	市民や企業、地域活動団体から食品の寄附を募り、社会状況や災害によって食事に困難を抱えた人や、子ども食堂、無料学習塾等に食品の提供を行います。また、地域公益活動推進協議会法人がフードバンクの拠点となり、余っている食べ物を、必要としている場所へつなぐフードドライブを実施します。	福祉総務課/ 社会福祉協議会

② 子ども・子育て世帯への自立支援

No.	取組内容	担当部署
1	生活保護受給世帯・児童扶養手当全額受給世帯の小学4年生～中学3年生を対象とし、集合型の学習支援や生活支援等を実施します。	生活援護課
2	一人ひとりのニーズに応じた就労支援のために個別計画書の作成や、就労を目的とした講座や訓練を受講するための支援を行います。また、就労・技能習得等の理由により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合等に、ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター
3	ひとり親家庭の子どもを対象に、基礎学力の定着や、学習習慣・生活習慣の改善を図るため、集合型の少人数学習及びタブレット端末を活用したりリモート学習を行う「まこちゃん教室」を実施します。リモート学習については、オンライン会議システムの活用等により、拡充を図ります。	子ども家庭支援センター
4	ヤングケアラーは、子どもの心身の発達に影響が大きいことが懸念されるため、その疑いがある場合は、教育、福祉、保健部門、民生委員・児童委員等の地域資源と連携し、適切な支援を行います。	指導課/ 子ども家庭支援センター/ 福祉総務課/ 障がい福祉課/ 高齢者福祉課/ 保健予防課/ 子育て推進課 (調整中)

(3) 住宅確保要配慮者への支援

① 住宅確保要配慮者への居住支援

No.	取組内容	担当部署
1	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会の構成員である不動産関係団体や居住支援法人、行政の福祉部門等との連携を強化します。また、相談窓口での事例をもとに、協議会の中で支援内容の評価、検討を行い、相談者のニーズに合った支援を行います。	住宅課

(4) 自殺対策の推進

① 自殺防止に向けた取組の推進

No.	取組内容	担当部署
1	<p>悩みを抱える人が、適切な相談を受けられるまたは適切な機関につながるができるよう、総合相談会やメールによる相談事業を実施します。また、地域における自殺対策の取り組みの推進のため、地域活動団体等を対象に、身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談支援機関につなぐ役割が期待されるゲートキーパー養成講座を開催します。加えて、自殺対策に関する普及啓発を、関連団体や民間事業者等と協働して実施します。</p>	健康推進課

(5) 暴力・虐待の防止

① DV防止の推進

No.	取組内容	担当部署
1	<p>女性悩みごと相談では、DV被害者の悩みや問題に寄り添い、また必要に応じて他機関へつなぐなど、問題解決に向けたサポートを行います。また、DV被害の増加や多様化に対応するため、相談窓口の広報を強化し、より一層の周知を図るとともに、オンラインやSNSなどを活用した啓発や情報発信を検討します。</p>	男女平等推進センター

② 虐待防止の推進

No.	取組内容	担当部署
1	<p>高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行うことで、虐待に関するネットワークを構築します。また、民生委員・児童委員、医療機関や福祉事業者等との連携を図り、虐待の防止・早期発見・対応を行います。また、パンフレットの配布等により、虐待防止の啓発を行います。</p>	障がい福祉課/ 高齢者福祉課
2	<p>町田市子育て支援ネットワーク連絡会を活用し、定期的に情報交換をすることにより、虐待を受けている子ども等の支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図ります。また、連絡会構成員の虐待に関する能力向上のため、地域の大学や団体等と連携した実践的内容の研修を行い、子どもを見守る体制を強化します。</p>	子ども家庭支援センター

(6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

① 権利擁護支援の充実

No.	取組内容	担当部署
1	判断能力が不十分な人等を支援するため、制度に関する相談対応や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を実施します。また、福祉サービスに関する苦情や相談等について専門的見地から対応する委員会を運営します。さらに、地域において福祉サービスを安心して選択できるよう、市民に資料等を配布・周知し啓発を図るとともに、市内事業所を対象に研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。	福祉総務課
2	成年後見制度の利用を含む権利擁護支援が必要な人を適切な支援につなげるため、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を備えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを、地域、企業等に協力を要請しながら構築し、協議会を立ち上げます。また、これらの機能を高めるため、中核機関を運営します。	福祉総務課
3	広報機能、相談機能を強化し、早い段階から制度利用を必要としている人の把握をするため、地域連携ネットワークによる広報・啓発、相談体制の輪を拡充していきます。拡充にあたっては、制度に関するパンフレットの配布先を拡大するとともに、関係機関と連携した啓発や相談対応を行います。また、相談者にアンケートを実施し、より良い相談の在り方を検討します。	福祉総務課
4	成年後見制度利用促進機能を強化し、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向け、支援の方向性や、制度の必要性、適切な候補者などを専門的な見地から検討するため、外部の専門職等を委員に含め、権利擁護支援検討委員会を開催します。申立支援にあたっては、後見人候補者となる専門職団体が適当であるか、後見人候補者推薦団体と協議を行います。	福祉総務課
5	後見人支援機能を強化し、本人の判断能力等の状況の変化に応じた後見開始後の柔軟な対応の検討や、モニタリングの実施など、本人を支援する関係者をバックアップするため、権利擁護支援検討委員会を開催します。また、親族後見人に対して、受任後の支援内容について記載した資料を配布し、周知します。	福祉総務課

② 市民後見人の育成

No.	取組内容	担当部署
1	認知症高齢者等の増加に対応するため、地域の担い手を増やす取組みとして、市民後見人の育成を推進します。育成にあたっては、市民後見人要件の緩和や、研修内容を充実するとともに、受任後の継続的支援体制を整備します。また、市民後見人育成研修に参加した受講生を成年後見サポーターとして登録し、地域での制度の啓発など、活動する場を増やします。	福祉総務課
2	市民後見人の精神的負担を軽減し、活動しやすい環境を作るため、複数人で受任する、法人後見サポーターの経験後に市民後見人として受任する等、市民後見人の受任の在り方について検討します。	福祉総務課

(7) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

① 再犯防止に向けた支援

No.	取組内容	担当部署
1	支援が行き届きにくい方々へ就労・自立に向けた支援を実施するため、様々な機関と連携をとりながら、相談者の実情に沿った、柔軟な対応を推進します。また、住宅確保要配慮者に寄り添い、居住支援に係る様々な団体や機関との連携を強化します。	生活援護課/ 障がい福祉課/ 住宅課
2	必要に応じて適切な医療や保健、福祉サービス等を利用できるようにするため、多分野の関係機関が協力して対応し、課題解決を支援するとともに、切れ目のない支援を行い孤立化を防ぎます。	市民協働 推進課/ 障がい福祉課/ 高齢者福祉課/ 保健予防課/ 子ども家庭 支援センター
3	学校等と連携し、道徳的価値観の醸成につながる指導を行う等、適切な支援を行います。	指導課/ 教育センター
4	更生保護について普及啓発を推進するとともに、更生保護活動を推進している保護司会等の活動を支援します。	福祉総務課
5	犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、各団体がそれぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築いていくため、社会を明るくする運動を推進します。	福祉総務課
6	安心して暮らせる地域社会の形成に向け、市、市民、事業者、警察その他関係機関等が連携して、協働パトロール等を実施するなど、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。	市民生活 安全課

(8) 災害時に備えた支援体制の構築

① 防災、避難施設等の情報提供

No.	取組内容	担当部署
1	災害に対する備えを広め、「自助」「共助」を実践できる人材を育成するため、消防署や消防団と連携し、総合防災訓練・総合水防訓練を開催するとともに、「(仮称)まちだ防災カレッジ」の受講者や地域の防災リーダーに対して、地域における防災講座、訓練等の情報の周知・共有を行います。また、民間事業者や商業施設とも連携し、「自助」「共助」に関する認知度を一層高めていきます。	防災課

② 災害時に備えた避難体制・医療救護体制の整備

No.	取組内容	担当部署
1	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を、平常時から関係機関及び市役所関連部署等と共有することで、災害時の避難行動要支援者の支援に取り組みます。	防災課/ 福祉総務課/ 指導監査課/ 障がい福祉課/ いきいき 総務課/ 高齢者福祉課/ 介護保険課/ 保健予防課 (調整中)
2	災害時における、避難行動要支援者の避難支援等の実効性を高めるため、個別避難計画作成に向けた取組を検討します。	防災課/ 福祉総務課/ 障がい福祉課/ いきいき 総務課/ 子ども発達 支援課/ 保健予防課 (調整中)
3	災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を目的として、災害時マニュアルの作成や、訓練の実施等により、市医師会、歯科医師会等との連携を強化します。	保健総務課

4	通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等と協定を結び、二次避難施設の確保に努めます。	障がい福祉課/ いきいき 総務課/ 防災課
---	--	--------------------------------

③ 災害ボランティアセンターの充実

No.	取組内容	担当部署
1	災害時に備えた連携の在り方を検証するため、防災に関する研修や災害ボランティアセンターの運営に必要な訓練等を、青年会議所や登録ボランティアと連携して実施します。また、過去の災害の状況を鑑み、災害ボランティアセンターのサテライト設置について検討を行います。	防災課/ 市民協働 推進課/ 福祉総務課/ 社会福祉 協議会 (調整中)

(9) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備

No.	取組内容	担当部署
1	高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安心して暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの施設整備を推進します。	福祉総務課
2	新たなまちづくりなどの地域の変化に対応するため、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区のバリアフリー化を推進する「バリアフリー基本構想」の見直しを行います。	交通事業 推進課

Ⅲ-3 支援の質を確保する

基本施策に係る主な現状と課題

- ◇ 福祉サービス事業者が第三者評価を積極的に受審するよう事業者に対して制度の周知や受審勧奨を継続して行う必要があります。また、利用者に対して第三者評価の実施状況や結果を公表することを通じて福祉サービスの質の向上につなげる必要があります。
- ◇ 多種多様な福祉サービスの普及に伴い、社会福祉法人だけでなく、非営利団体、営利企業等、様々な法人がサービスを提供しているなか、市民が常に安心して質の高いサービスを利用し続けることができる環境を整備するため、福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導や助言を行う必要があります。
- ◇ 地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実を図るため、地域の事業者による地域貢献活動を促進する必要があります。
- ◇ 高齢化の進展に伴い、医療と介護サービスの両方を必要とする高齢者は、ますます増加することが見込まれます。在宅療養を必要とする高齢者に対し、医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供するため、医療・介護連携の強化に向けた取組をより一層推進していく必要があります。
- ◇ 高齢化や人口構造の変化、社会ニーズの多様化に伴い、福祉現場における人材不足が課題となっているため、より一層の福祉専門人材確保に向けた取組が必要です。
- ◇ 多様化する市民ニーズを的確にとらえ、施策に反映していくため、地域における相談支援機関のネットワークを構築する必要があります。

施策の方向性

支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、第三者評価制度の利用を促進するとともに、福祉に携わる人材の確保や、福祉事業者向けの研修を行うことで、福祉サービスの質の向上を図ります。また、市と関係機関が連携することで、地域における相談支援機関のネットワークの構築を図り、多様化する市民ニーズに対応します。

【施策の実現度を図る指標】

指標	現状値	目標値
福祉サービスの質に対する満足度	-	-
地域貢献活動を実施している福祉サービス事業所の割合	-	-

(1) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

No.	取組内容	担当部署
1	福祉サービス事業所に対し、「東京都福祉サービス評価推進機構認証評価機関」による第三者評価の受審費用を助成し、サービスの質の向上を図ります。また、福祉サービス事業所に対して福祉サービス第三者評価制度の周知や受審勧奨を行うとともに、受審結果の公表を促すことで、町田市における福祉サービスの質の向上につなげます。	指導監査課/ 障がい福祉課/ 高齢者福祉課/ 保育・幼稚園課 /子育て推進課 /子ども発達 支援課 (調整中)

② 福祉サービス事業者等への指導強化

No.	取組内容	担当部署
1	社会福祉、障がい福祉、児童福祉、介護保険の各制度に基づき、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導・助言を行います。	指導監査課
2	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム等）の適正な運営を確保するため、地域における保健・医療・福祉関係者等で構成する地域密着型サービス運営委員会を運営し、意見交換を行います。	いきいき 総務課
3	施設入所者の要介護度の改善するため、要介護度が改善された特別養護老人ホームに対し、奨励金を交付します。また、その効果検証・制度活用促進のため、対象施設に対するアンケートや、前年度に申請がなかった施設を中心とする周知・協力依頼を行います。	介護保険課

③ 福祉サービス事業者等が行う地域貢献活動の促進

No.	取組内容	担当部署
1	福祉サービス事業者等による、専門的な知識・技能を活かした地域貢献活動を促進するため、地区別懇談会等で把握した地域ニーズに関する情報提供を行います。	福祉総務課/ 障がい福祉課/ いきいき 総務課/ 保育・幼稚園課 /子育て推進課 (調整中)
2	多様化する地域課題に対応するため、社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会を設置し、地域貢献活動を促進します。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

④ 苦情相談窓口の運営

No.	取組内容	担当部署
1	【再掲Ⅲ-2-(6)-①】判断能力が不十分な人等を支援するため、制度に関する相談対応や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を実施します。また、福祉サービスに関する苦情や相談等について専門の見地から対応する委員会を運営します。さらに、地域において福祉サービスを安心して選択できるよう、市民に資料等を配布・周知し啓発を図るとともに、市内事業所を対象に研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。	福祉総務課

⑤ 分野横断的な福祉サービス等の展開

No.	取組内容	担当部署
1	在宅療養の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図るため、医療と介護の専門職団体が参画する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を開催します。本協議会では、市民の在宅療養に関する理解の促進などを目的とした研修会の実施や、専門職同士が情報共有を円滑に行い、連携を強化するための仕組みづくり等を行います。	高齢者福祉課
2	【再掲Ⅰ-2-(2)-①】地域資源を活かしたまちづくりを分野横断的に支え、多様化する地域の課題解決を図るため、市民主体の街づくりを支える「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、アドバイザーの派遣や、場・機会の提供、情報発信などの支援を行います。	地区 街づくり課
3	市域で一体的なフードドライブの取組を推進するため、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と生活困窮者をはじめとした、食品を必要としているところ（需要側）を結びつけるための仕組みを構築します。また、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。	環境政策課/ 3R推進課
4	農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保及び農地の保全に繋がります。	農業振興課

(2) 福祉専門人材の育成・確保

① 福祉人材の開発

No.	取組内容	担当部署
1	市役所福祉部門（生活援護課・障がい福祉課・高齢者福祉課・子ども家庭支援センター）に配置している専任職について、各所属における専任職の業務や効果等を把握・検証し、今後の専任職としての事業のあり方を検討します。	職員課
2	障がい者支援人材の確保や質の高い支援を行うため、市や事業所、関係機関を交え、方策や事業内容の検討を行います。	障がい福祉課
3	団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向けて介護人材不足はさらに深刻化すると見込まれています。そのため、介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保や、中核となる専門人材の育成・定着に取り組みます。	いきいき 総務課
4	保育士等の人材不足を解消するため、保育士養成校で、市内の保育所等で働くことに魅力を感じてもらえるような就職相談会を実施します。また、より人材確保につながる取組を検討していきます。	子育て推進課
5	福祉人材確保のため、誰でも参加できる「福祉のしごと相談・面接会」を、関係機関と連携し実施します。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

② 福祉サービス提供事業者向けの研修の充実

No.	取組内容	担当部署
1	介護職のスキルアップのために実施するテーマ別・職層別の研修などにより、介護人材の育成・定着に取り組みます。研修等の実施にあたっては、参加者の利便性を考慮し、ICTの活用を推進します。	いきいき 総務課/ 介護保険課
2	市内の認可保育園等を対象とした研修を実施し、職員の能力向上及び保育の質の向上を図ります。	子育て推進課
3	育児支援ヘルパー事業及びひとり親家庭ホームヘルプサービスを委託している事業所に対し、基本的な知識を講習により周知し、サービスの向上を図ります。	子ども家庭 支援センター
4	市内の高齢、障がい、保育園等の福祉施設職員を対象に、接遇・マナーやメンタルケア、リスクマネジメント等に関するスキルアップのための研修会を開催します。また、規模の大きい法人だけでなく、比較的小規模の事業所や施設職員が、身近なところで学習の機会を作ることで、福祉人材の確保、育成、定着に取り組みます。	福祉総務課/ 社会福祉 協議会

(3) 地域福祉の包括的支援機能の構築

① 庁内における包括的支援体制の充実

No.	取組内容	担当部署
1	福祉関係部署において、各分野の連動した支援や施策等への反映を行うことができるよう、分野共通の課題や分野を跨ぐ相談事例等の情報共有を行います。	福祉総務課

② 地域における相談支援機関の連携・協働の推進

No.	取組内容	担当部署
1	市民からの相談を包括的に受け止め、分野横断的な支援を円滑に行うことができるよう、地域における相談支援機関がエリア単位で参加する連絡会を開催します。連絡会では、必要に応じて地域活動団体等の協力を得ながら、分野を跨ぐ相談事例等の情報共有や、顔の見える関係づくりを行います。	福祉総務課
2	【再掲Ⅲ-3-(1)-③】多様化する地域課題に対応するため、社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会を設置し、地域貢献活動を促進します。	福祉総務課/ 社会福祉協議会